

令和6年12月16日

宇部市議会文教民生委員会会議録

宇 部 市 議 会

宇 部 市 議 会 文 教 民 生 委 員 会 会 議 録

1 日 時 令和6年12月16日（月）

午前9時57分から午前11時45分まで

2 場 所 第3委員会室

3 事 件 （1）議案第109号 宇部市新火葬場整備運営事業設計・建設工事請負契約締結の件

（2）議案第106号 宇部市多世代ふれあいセンター条例中一部改正の件

（3）報 告 第二次宇部市再犯防止推進計画策定の進捗状況について

（4）議案第110号 工事請負契約締結の件（西岐波保育園改築（建築主体）工事）

（5）報 告 宇部市子ども・子育て審議会の開催状況について

（6）議案第111号 工事請負契約締結の件（見初小学校屋内運動場改築（建築主体）工事）

（7）議案第105号 宇部市体育施設条例中一部改正の件

4 出席委員（9名）

委員長	鴻池博之君	副委員長	浅田徹君
委員	芥川貴久爾君	委員	五十嵐仁美君
委員	岩村誠君	委員	志賀光法君
委員	真宅宣昭君	委員	猶克実君
委員	吉松剛君		

5 欠席委員（0名）

6 その他の出席者（1名） 議長 山下節子

7 説明のため出席した者

（1）議案第109号 宇部市新火葬場整備運営事業設計・建設工事請負契約締結の件
市民環境部

部長	黒瀬寛文君
次長	床本晋二君
次長	上田康次郎君
環境政策課長	神代克徳君
同課主幹	田辺義和君
同課副課長	西岡茂君

(2) 議案第106号 宇部市多世代ふれあいセンター条例中一部改正の件

健康福祉部

部 長	佐々木 里 佳 君
次 長	島 田 伸 弘 君
次 長	加 生 明 美 君
高齢福祉課長	内 田 明 美 君
同課副課長	伊 藤 淳 君

(3) 報 告 第二次宇部市再犯防止推進計画策定の進捗状況について

健康福祉部

部 長	佐々木 里 佳 君
次 長	島 田 伸 弘 君
次 長	加 生 明 美 君
地域福祉課長	東 原 隆 君
同課副課長	森 嶋 崇 朗 君

(4) 議案第110号 工事請負契約締結の件（西岐波保育園改築（建築主体）工事）

こども未来部

部 長	濱 田 修 二 君
理 事	谷 山 幸 恵 君
次 長	原 田 研 治 君
保育幼稚園課長	上 村 圭 二 君
同課副課長	下 元 静 枝 君

(5) 報 告 宇部市子ども・子育て審議会の開催状況について

こども未来部

部 長	濱 田 修 二 君
理 事	谷 山 幸 恵 君
次 長	原 田 研 治 君
こども政策課長	西 中 和 豊 君
同課副課長	小 川 直 子 君
同課副課長	水 津 弘 幸 君
こども支援課長	盛 重 利 恵 君
同課副課長	綿 谷 和 久 君
保育幼稚園課長	上 村 圭 二 君
同課副課長	下 元 静 枝 君

(6) 議案第111号 工事請負契約締結の件（見初小学校屋内運動場改築(建築主体) 工事)

教育委員会

教 育 長	野 口 政 吾 君
部 長	床 本 博 君
次 長	中 村 大 吾 君
教育施設課長	高 下 秀 秋 君
同課副課長	河 野 剛 君

(7) 議案第105号 宇部市体育施設条例中一部改正の件

観光スポーツ文化部

部 長	青 山 佳 代 君
次 長	白 井 幸 雄 君
スポーツ振興課長	明 徳 義 和 君
同 課 主 幹	岡 田 英 治 君
同課副課長	東 野 伸 行 君

8 事務局職員出席者

書 記	木 村 美 紀 君
-----	-----------

——— 午前9時57分開会 ———

委員長（鴻池 博之 君） 皆さん、おはようございます。

おそろいですので、ただいまから、委員会を開会いたします。

本日の審査は、お手元に配付の日程案に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、傍聴についてであります。現在、申込みはありません。

なお、本日の委員会に対して、今から傍聴の申込みがあった場合は、これを許可することいたします。

また、委員会の審査中であっても、傍聴者の委員会室への入退室は可能でありますので、念のため申し添えます。

委員長（鴻池 博之 君） それでは、初めに、議案第109号宇部市新火葬場整備運営事業設計・建設工事請負契約締結の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 市民環境部です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第109号宇部市新火葬場整備運営事業設計・建設工事請負契約締結の件について、御説明いたします。

これは、現火葬場の老朽化に伴いまして、新火葬場整備運営事業を進めるに当たり、事業者を決定するものです。

令和6年3月29日より、当該施設の設計、建設、維持管理、運営までを一体的に担う事業者を総合評価一般競争入札により募集開始し、令和6年8月19日の入札日に、2グループの応募提案がありました。

その後、宇部市新火葬場整備運営事業者選定委員会により、提案書類の審査、事業者ヒアリング等を経て、令和6年10月7日付で落札者を決定し、令和6年11月6日付で落札者と仮契約を締結したところです。

このたび、当該事業の設計、建設工事に係る契約を締結することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、市議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、担当主幹から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

執行部 環境政策課主幹の田辺です。よろしくお願いいたします。

それでは、事前に配付させていただいている資料に沿って御説明させていただきます。

資料2ページを御覧ください。

本日の説明内容になります。

落札者の決定から議案についてまでという流れになります。

まず、1、落札者の決定について説明させていただきます。

資料3ページを御覧ください。

こちらは落札者の決定までの審査手順をお示ししたものです。

入札には2グループから申込みがあり、市で諸条件を確認し、入札参加資格審査と基礎審査を行いました。

その後、選定委員会においてプレゼンテーションと質疑により、提案内容の総合評価、最優秀提案を選定した後、落札者の決定を行ったところです。

資料4ページを御覧ください。

こちらは最優秀提案の選定まで行った選定委員会の構成になります。建築環境分野の学識経験者などの委員で構成しています。

資料5ページを御覧ください。

こちらは総合評価点と総合評価結果をお示ししたものです。

総合評価点は1, 000点満点とし、提案内容審査点と価格審査点の合計である総合評価点が最も高い提案を最優秀提案としました。

審査の結果、サルビアグループの提案の合計は828点、ツツジグループの提案の合計は803点で、サルビアグループの提案が最優秀提案となり、落札者に決定しました。

資料6ページを御覧ください。

こちらは落札者となったサルビアグループの代表企業と構成企業になります。

代表企業は前田建設工業株式会社中国支店で、構成企業及び各企業の役割については記載のとおりになります。

資料7ページを御覧ください。

こちらは落札者となったサルビアグループの評価概要になります。

施設整備業務に関する事項として、ZEB Ready実現による環境負荷低減の提案が示されていたこと、非常時の迅速な対応及び災害・停電時の対応について優れた提案が示されていたことなどが評価されました。

また、維持管理・運営業務に関する事項として、非常時を含め、排ガス類の目標レベルを維持するための方策についての確かつ迅速な復旧を可能とする提案が示されていたこと、来場者への案内や見守り、清掃などを担うコンシェルジュの配置や、合同墓業務をはじめとした適切に利用者にサービスを提供する優れた提案が示されていたことなどが評価されました。

続いて、2、落札者の提案内容について説明させていただきます。

資料8ページを御覧ください。

こちらは施設全体のイメージで、図面の下側が南側になります。建物は2階建てとなっております。

資料9ページを御覧ください。

これは外観のイメージです。

資料10ページを御覧ください。

これは全体配置図になります。敷地の東側に火葬場を建設し、敷地の西側が会葬者用の駐車場としております。

資料11ページを御覧ください。

こちらは施設1階の平面図になります。中央部に受付カウンターが配置され、火葬炉室や一室型の告別・収骨室・炉前ホール、簡易な葬祭等も行うことができる多目的スペースなどが配置されます。

資料12ページを御覧ください。

こちらはエントランスホールのイメージです。

資料13ページを御覧ください。

こちらは告別・収骨室・炉前ホールのイメージです。

資料14ページを御覧ください。

こちらは多目的スペースのイメージです。

資料15ページを御覧ください。

こちらは施設2階平面図になります。

施設2階には待合個室や会葬者への案内や見守りができるよう、コンシェルジュカウンターを配置するとともに、授乳室、キッズスペースなどが配置されます。

資料16ページを御覧ください。

こちらは待合個室のイメージです。

資料17ページを御覧ください。

こちらは待合ホール・共用待合スペースのイメージです。

続いて、3、今後のスケジュールについて説明させていただきます。

資料18ページを御覧ください。

工程表の上から2段目、新火葬場整備全体整備スケジュールの事業者実施欄に示しております濃い青色に着色した部分が、新火葬場の整備運営事業に関する工程になります。

落札者と契約後、設計・建設工事を行い、令和10年3月に供用を開始する予定としています。

また、工程表の1番下になりますが、合同墓についても新火葬場と同時に供用を開始する予定です。

次に4、事業実施体制について御説明させていただきます。

資料19ページを御覧ください。

こちらは本事業を実施するに当たり、各業務の組織について図で示したものです。

左側のピンク色が本事業の落札者で、前田建設工業株式会社中国支店を代表企業とする計9者で構成されています。

この計9者をベースに、右側上段、青色の設計・建設・工事監理業務、その下、緑色の維持管理・運営業務を各企業が分担して実施します。

まず、青色の設計・建設・工事監理については、前田建設工業株式会社中国支店を代表企業とする計6者の共同企業体を組成されて実施されます。

次に緑色の維持管理・運営については、株式会社合人社計画研究所ほか5者が出資して、特別目的会社、株式会社宇部いやしの杜（SPC）を新たに設立して実施されます。

最後に5、議案について御説明させていただきます。

資料20ページを御覧ください。

1点目の議案の該当箇所についてですが、まずは事業方式から御説明させていただきます。

事業方式は設計・建設、維持管理・運営を一括して行うDBO方式としています。

落札者と宇部市において全体方針等を示す基本契約と、設計・建設工事請負契約、維持管理・運營業務委託契約を締結することとなります。

そのうち、赤枠で図示しております、1億5,000万円以上の工事請負契約、本件では、設計・建設工事請負契約の締結の部分をおのたび議案上程させていただいているところです。

資料21ページを御覧ください。

ここからは議案に沿って説明させていただきます。

この資料は既に議員の皆様にお配付された議案と同じものになりますので、どちらか見やすいほうで御確認をお願いします。

それでは、議案第109号宇部市新火葬場整備運營業務設計・建設工事請負契約締結の件について御説明させていただきます。

工事名は宇部市新火葬場整備運營業務設計・建設工事、工事場所は宇部市大字善和字大日203番291、請負金額は35億2,759万円、うち消費税額及び地方消費税額は3億2,069万円です。

契約の方法は一般競争入札です。

工事の概要は宇部市新火葬場の設計、建設及び工事監理業務で、契約の相手方は記載のとおり、前田建設工業株式会社中国支店を代表企業とする6者の共同企業体です。

次に参考図になります。

21ページの資料では、一番右になります。

太線で囲っている部分が事業対象地で、点線と中をハッチングしている部分が新築する火葬場になります。位置については、現在の火葬場から白石墓園に少し入ったところ、既設火葬場から約300メートル東に離れた場所の墓園内に新たに建設となります。

以上で、説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。猶委員。

委員（猶 克実 君） 4つか5つ質問があります。

まず、今回の契約は、落札価格が約54億円だったと。それで、資料の最後のページに、35億円の契約と。DBO方式だから一括で契約ではなく、設計・建設工事請負だけの契約ということだと思うのですが、その分けた理由を教えてください。

執行部 今回の入札につきましては、おっしゃったとおりDBO事業ということで、設計・建設そして運営までの契約になるのですが、先ほども申し上げましたところではございますが、1億5,000万円以上の工事請負契約については、議決を得ることということになっております

ので、設計・建設工事請負契約のみを、議案に上げさせていただいているところです。

以上です。

委員（猶 克実 君） ということは、20億円か……。10億円か……。いや10年間…
…。これは何年間のDBOの契約ですか。

執行部 維持管理・運営につきましては20年間になります。

以上です。

委員（猶 克実 君） ということは、20年間で10億円……。年間5,000万円……。

執行部 20年間になりますので、実際の維持管理・運營業務委託契約の金額で申し上げます
と……。24億6,664万円が20年間の維持管理・運營業務委託費になります。

以上です。

委員（猶 克実 君） ということは、維持管理・運營業務のところで、もう1回契約をす
るということですか。それで、次回のときに3年後、また、インフレスライド条項とか何だかん
だと契約金が上がる可能性があるということですか。

執行部 このたびDBO事業者につきましては、基本契約で仮契約を行っています。

このたび上程させていただいている設計・建設工事請負契約の仮契約と、維持管理・運營業務
委託の仮契約も行っております。

ただ、この議会に上程いたしますのは、設計・建設工事に係る部分のみですので、こちらが議
決されましたら、その議決後に3つの全ての契約が結ばれるということになります。

以上です。

委員（猶 克実 君） いや、その残りの契約は、議会で可決しなくてもいいということど
すか。

執行部 はい。そのほかの契約につきましては、議会に諮ることはございません。

以上です。

委員（猶 克実 君） ということは、今回のDBO方式トータルの35億円の契約を結ぶ
ことによって、DBO方式全体の事業が……。それを認めると、そういう話、提案ですか。

執行部 そのとおりでございます。

以上です。

委員（猶 克実 君） 今の質問が1点。

工事監理者に、3者の設計事務所があったのですけれども、それぞれの役割を教えてください。

執行部 設計・建設・工事監理共同企業体には、株式会社山下設計九州支店、株式会社巽設計
コンサルタント宇部事務所とさくら設計株式会社がございます。

特に現時点で、どの業者がどの部分をするということまでは提案として出されておりませんが、
この企業の中にはこれまで火葬場を設計した実績もありますので、そういったことも踏まえてそ

れぞれの役割の中で設計を進めていくことになります。

以上です。

委 員（猶 克実 君） 提案の中に3者が入ったときに、どこが何をするとか、提案書になかったのですか。あるはずです。

執行部 提案については、提案内容について審査したものです。

その提案をもらう前に基礎審査ということで、各企業の役割、資格がどういったところまであるかというのを先に出してもらっています。

その中で、火葬炉設計を行った企業であることや、地元企業が入っていることなどを入札審査の段階で設定しておりまして、その中から、それぞれ業者を決めているというようなところです。

以上です。

委 員（猶 克実 君） ということは、どこが何をやるかも、まだ決まっていないと。一次審査のときにあったことは、別になってもいいということですね。決まっていないということですね。

執行部 現在、おっしゃるとおり、どこまでという詳細までは明確にはされておりません。

以上です。

委 員（猶 克実 君） その中の、今、6ページを見ているのですが、株式会社五輪という会社があるのですが、住所も書かれていないので、どこの会社で、何県にある会社ですか。ちょっと詳細、どんな仕事をするところなのか、初めて聞いた名前なので教えてください。

執行部 こちらの株式会社五輪につきましては、火葬場の維持・管理運営、火葬炉運転を行う企業になるのですが、現在の宇部市火葬場につきましても、株式会社五輪に維持・管理を委託しています。

以上です。

委 員（猶 克実 君） 何県ですか。

執行部 富山県でございます。

委 員（猶 克実 君） 富山県ということは株式会社宮本工業所があるところですね。富山県ですね。株式会社宮本工業所と株式会社五輪は同じ地域にあって、一体化している会社ですか。それとも、株式会社五輪が現在、火葬場を維持・管理しているということで、株式会社宮本工業所が入りやすかったということですか。株式会社宮本工業所は結構有名な会社ですが、株式会社五輪というのは聞いたことがないので。

執行部 株式会社宮本工業所と株式会社五輪は、ちょっと今正確にあれですが、かなり近い位置にあるはずですよ。それで、今回のこの業務を決めるに当たって、現在株式会社五輪が維持・管理をしているからということで全くそこは、関係ないのは……。関係ございません。

委 員（猶 克実 君） 今の言い方はね、はっきり言っていないのですよ。

執行部 今の株式会社宮本工業所、それから株式会社五輪は系列の会社ということで、私どもも認識しております。今回の選定に当たりましては、企業体でグループを組んでおられますので、別段こちらで、どちらの事業者が系列で一緒に入られるとか、入られないとかという取決めを全くしておりませんので、そういった形で出てきた構成メンバーがこのメンバーであったと我々では認識しております。

以上です。

委員（猶 克実 君） 分かりました。それともう1つ。

7ページ、Z E B R e a d yの実現と書いてある。このZ E B R e a d yというのは何でしょうか。

執行部 簡単に申し上げますと、省エネルギーを50%以上達成している建物について、Z E B R e a d yということになっております。

以上です。

委員（猶 克実 君） 何に対する50%ですか。

執行部 一次エネルギー消費量、いわゆる空調とか照明とかそういったところに発生するエネルギーを50%以上抑制している建物ということになります。

以上です。

委員（猶 克実 君） 答えになってない。何年度の何とかに比較して50%という数字が出るのだったら、何年度のあれですか。

執行部 新火葬場につきましては、これから整備する建物になりますので、通常の建物としての省エネを実現したということになります。

委員（猶 克実 君） 僕は分からないけれども、委員長は分かりましたか。

執行部 大変すみません。今の一次エネルギー消費量削減率というのが、もともと国で公共施設や工場などそれぞれの施設の種類によって計算がされるようになっている指標がありまして、その出た指標をとらえて、一次エネルギー消費の50%以上の削減を目指すというふうな形で今回、出させていただいております。よろしいですか。

以上です。

委員（猶 克実 君） 今、資料がないということなので。パーセンテージで言ったら、二千何年度のエネルギーに比べて、何%削減しているという比較ですからね、パーセンテージの減というのは。50%減は、何年の何に比較して50%減ったと、私はそれが知りたかったのだけれども。

執行部 すみません。目標値がCO2削減のように何年度に、例えば2013年度を50%削減というわけではなくて、計算上で出てくるその施設の規模とか、いろいろな空調とかを計算されたら出てくる指標の数字がありまして、それを50%以上削減したいということがこのたびの

新火葬場の考え方になっております。

以上でございます。

委員長（鴻池 博之 君） 要は、国の基準があって、その50%以上の削減を目指すということですか。

執行部 今、委員長がおっしゃいましたように国の定められている指標に当てはめて出てきたその数値、一次エネルギー消費量が出まして、その50%以上の削減を目指すというふうになります。

以上でございます。

委員（猶 克実 君） ちょっと言いたかったのは、この審査において、4ページの先生方がどういう専門の方か私には分からないのですけれども、例えば建築の専門の方はおられないし、今のエネルギーの計算は、建築士だったら分かるのですよ。全部出てから、熱負荷がどれくらいとかね。全部分かって質問しているので。

今回は、建築関係の方がいなかったということはちょっと残念なのだけれども、まあしょうがないですね。

11ページで間取りについてとか、ちょっと私の意見を言わせてもらおうと、両サイドに階段があるのですけれども、この上の2階から下に降りる。告別・収骨室・炉前ホールとやはり距離がすごくあるのですよ。2階の待合室、15ページの部屋に入るまでの距離がすごくあるし、この間取りがどうなるかなと思ったのですよ。そういうことを、この審査ではされている人がおられなかったのだらうなという推測。

さっきのカロリーのことも、市の説明がそういう説明ですから、多分、どのような評価をしたかなと。ZEB Readyを評価したと言いながら、本当にどうなのだろうかとちょっと疑問があるのですけれども。そういう疑問があって、質問しました。

それで、最後に1つ、炉の数は7つですか。13ページに扉が3つあるのですよ。真ん中に。炉が右と左で、1つずつあるのでしょうかけれども、真ん中の扉が何なのかなと思ったり、この間取図について、これは議案の重要な部分ではないのですけれども、ちょっと説明できますか。炉の数が7つですよね。

執行部 炉の数は7つで、この11ページの告別・収骨室・炉前ホール、部屋は4つに分かれております。

この13ページでは、右の1つの炉を使用しているので、扉が開いています。それで、炉が1つの部屋に2つ設定されておりますので、一番左側の扉がもう1か所の炉。そして真ん中については、維持管理用などで使用する扉になっております。

以上です。

委員（猶 克実 君） 炉が1部屋に2つある理由はどういう意味なのですか。1個約

2, 000万円くらいするのですよ、炉がね。1部屋に2つあるというのは、こういった意味で2つあるのでしょうか。

執行部 まず、この今回の新火葬場のコンセプトとして、それぞれの葬家で告別・収骨を行いたいということで部屋を設けております。ホール自体が広くなっておりますので、その中で運転の組合せ等を考えまして、告別・収骨室炉前ホールについては、全体で4つ。その中で炉をうまく運転させて、4つの部屋で対応していこうとしているもので、こういうつくりとなっております。

以上です。

委員(猶 克実 君) 予備ということでもいいですか。それとも、同時に使うということですか。

執行部 予備ではなくて、現在も7つ炉がありまして、今は炉が一行にずっと並んでいるような状況なのですが、もともと告別・収骨室が2つしか現在ないということで、そこに交互で出られてと。これで、今回の火葬場につきましては、時間差で、要は2つ炉がありますから、それぞれその時間差を使って収骨をして、その間ももう一つの炉ではまだ火葬が進んでいるという、交互で使うことで、4つの区割りをつけまして、そこで有効にそれぞれ、葬家と一緒にすることなく、お待ちいただくこともなく、収骨ができるという形になっております。ですから、部屋を増やしただけで、炉は増やしておりません。

以上です。

委員(猶 克実 君) はい。いいです。

委員長(鴻池 博之 君) ほかにありませんか。はい。吉松委員。

委員(吉松 剛 君) 確認ですけれども、資料15ページに2階の平面図がありますが、入って左側の奥にトイレがあつて、男女トイレありますけれども、その前にトイレと書いてありますが、これは多機能トイレですか。右には多機能トイレと書いてありますけれども。

執行部 はい。多機能トイレでございます。

以上です。

委員(吉松 剛 君) 入って、両側に多機能トイレがあるということですね。左側には、多機能とは書いていないのですが。それなら、いいのですよ。多機能トイレということで。

執行部 大変失礼いたしました。

多機能トイレにつきましては、図面の上ったところが多機能トイレとなっております。こちらの左側のトイレの記載につきましては、女性用と男性用を合わせてトイレということで表示しているものです。

失礼いたします。

委員(吉松 剛 君) すみません。そうすると、2階の待合個室1に入った場合、多機能

トイレを使うためには右端まで行かないといけないということですね。

ちょっと距離が遠過ぎないですか。

執行部 確かに2階平面図では右側に多機能トイレがあり、左側には普通のトイレと、資料11ページの1階平面図を御覧いただくと、逆に多機能トイレは左側のトイレに設けておりまして、エレベーターを使って上下していただくようにはなると思うのですが、位置的には1階と2階でそれぞれ左右という形で、現在考えております。

委員（吉松 剛 君） 言われることは分かったのですが、そうすると、エレベーターを使って1階に降りていけ、ということですよ。うちの母親、先週も宇部市の火葬場に行ったのですが、車椅子は使わないのですが、つえを使うのです。つえを使うと結構距離を歩くのが大変なのです。エレベーターも大変なのです。できれば、2階両側に、1階でもしょうけれども、両側に多機能トイレがあればいいと思うのですが、変更はできないのでしょうか。

執行部 変更については、このたびのこの内容が提案していただいている内容ですので、そういった御意見があったということで、事業者と変更も含めて可能かどうか、確認していきたいと思っております。

委員（吉松 剛 君） もし可能であれば、ぜひ検討をしていただきたいということと、エレベーターが両側なので、真ん中にはないから、理想から言えば、難しいかもしれませんが、真ん中にも欲しいなというのがあります。

あと、喫煙スペースですが、現在の火葬場には喫煙スペースはあるのですか。

執行部 現在の火葬場についても、正面入り口の右側に、喫煙スペースを設けております。

以上です。

委員（吉松 剛 君） これは市の施設ですが、一応、こういうスペースを設けていくということですか。

執行部 健康増進法によって、第一種施設、第二種施設というのがありまして、例えば学校とか病院、それからこの市役所の本庁舎は第一種施設となりますけれども、これについては、敷地内禁煙となります。

それ以外の美術館とか、公民館。あと、この火葬場についても、第二種施設となりますけれども、第二種施設については、施設内、屋内での喫煙は原則禁煙、そして屋外については分煙になります。

分煙について整備するということになりますけれども、設けないという選択肢もありますが、この火葬場については、裏側は森林になりますし、無秩序に、いろいろなところでたばこを吸われて、それが山火事になるという可能性もありますので、業者の提案としては喫煙スペースを設けると。そして受動喫煙にならないように、屋外、2階のバルコニーに喫煙スペースを設けて、扉が閉まりますので、受動喫煙にはならないように気をつけるということでの提案を今回いただ

いている状況でございます。

以上です。

委員（吉松 剛 君） 2階の建物もオープン、屋外なのですよね。屋外という認識でよろしいですか。

執行部 今のところバルコニーになります。屋根を設けるかどうかというのは、今の提案ではありませんけれども、壁とかございませんので、煙が流れるということで、しかも屋内に煙が流れ込まないということで、これは屋外と解釈しております。

以上です。

委員長（鴻池 博之 君） いいですか。はい。ほかに。はい。芥川委員。

委員（芥川 貴久爾 君） すみません。ちょっと勉強不足でよく分からないのですけれども、先ほど議案で工事請負契約を交わして。オペレーターについて、常盤通りにぎわい交流拠点施設のときは、そちらのほうも議案であったのではないかなと思うのですけれども。議決はしないのですか。

執行部 常盤通りにぎわい交流拠点施設につきましては、指定管理を行うということで、恐らく議案上程されているかと思います。

それで今回のこの業務につきましては業務委託契約で行っておりますので、上程していないところです。

以上です。

委員（芥川 貴久爾 君） いや。大丈夫ですね。金額が結構大きいのですけれども、それは議決を行わなくていいということでもいいですか。

執行部 はい。

委員（芥川 貴久爾 君） 分かりました。

委員長（鴻池 博之 君） 志賀委員。

委員（志賀 光法 君） はい。いいですか。よろしくお願いします。

資料7ページの先ほどのZEB Readyなののですけれども、具体的にはどのような提案がされたのかということと、関連がありますので、あと20年間の維持管理・運營業務委託契約には24億6,664万円で仮契約とおっしゃるけれども、これに反映されているのですか。

執行部 まずZEB Readyについてですが、建物の断熱化を進めるということと、あとは空調の高効率の空調機を用いる。そして、全熱交換器という装置をつけていくことで省エネを図って、ZEB Readyを実現させるという提案になっております。

それとあと、もう1点の業務委託契約の20年間でございますが……。

ちょっと質問内容が飛んでおります。ちょっと、大変申し訳ございません。

委員（志賀 光法 君） 恐らく私は太陽光発電などでされていると思ったので、省エネの

関係で、維持管理・運営経費を20年間で、24億6,664万円という発言されたのですが、それに対して大分反映されてこの仮契約となったのかなと思ったものですから、その辺をお伺いしたかったのです。

執行部 20年間の維持管理、修繕等も含めてそういったものの契約金額、ということになっております。

以上です。

委員（志賀 光法 君） 資料7ページのZEB Readyの下側には、非常時あるいは停電時の対応について優れた提案が示された、先ほど言いましたように太陽光となって蓄電池とかあるのかなとか、発電機があるかどうかということで、この具体的な内容、対応について優れた提案ということが書いてありますが、その具体的内容についてお伺いします。

執行部 提案の中で最も評価をされたところが、遠隔管理システムになります。

これは万が一、大地震など大災害が起こったとき、現地に職員等が向かえないようなときがあっても、遠隔で操作や調整ができるという機能になっております。また停電時に、そういった地震等が発生したときには、もしも運転していたときには緊急停止装置などがついているところが評価されているところです。

以上です。

委員（志賀 光法 君） どういう技術を使うのか分からないのですが、停電でも遠隔操作できるのですか。

執行部 停電時もバックアップシステムということで、3日間は運転できるようなシステムを導入しております。

以上です。

委員（志賀 光法 君） はい。よく分かりました。ありがとうございます。

それとですね、2階にコンシェルジュを配置されるという発言だったのですが、このコンシェルジュはどのような役割なののでしょうか。

執行部 2階におられます葬家の方々の案内、見守り、あと近くに授乳室、キッズスペースもございます。そういったところでの子供たちへの配慮。そして1階から来られた葬家の方々への2階への案内、また待合個室などの清掃等もコンシェルジュが行う予定にしております。

以上です。

委員（志賀 光法 君） コンシェルジュの配置の提案は、市から仕様書に入れられたのか、それとも今回の落札者から提案されたものか、こういう配置にすることによって、やはり人件費がかかるわけで、維持管理経費が余計かかるわけなのですか、その辺をちょっとお伺いさせていただきます。

執行部 コンシェルジュの配置につきましては、要求水準書、仕様書の中でうたっているもの

ではございません。事業者の提案によるものでございます。

以上です。

委 員（志賀 光法 君） 通常の炉の運転、いろいろな建物管理の中で、1人ほど余計に人件費がかかるということで理解していいですか。

執行部 コンシェルジュにつきましては待合個室の清掃等、あと見回り等も行うようにしておりますので、全く1人役が新たに発生しているものではございません。

委 員（志賀 光法 君） すみません。勘違いされたようで。コンシェルジュが入ってはいけないということではないです、ということをお願いして終わります。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますか。はい。猶委員。

委 員（猶 克実 君） 今、運転操作の職員が現地に行けないときのために、遠隔操作を行うためと言われたのですよね。遺体が車で運ばれる状況のとき、運転する人が行けない状況というのはあるのですか。ないのではないかと私は思うのですよ。

遺体が車で運べるのに運転操作の職員が現地に行けないことというのはあり得ないけれども、遠隔操作が評価されたというのですけれども、余計な金をかけているというふうに私は聞こえたのですが、そんなことはあるのですか。

執行部 もちろん職員が全くいない状態で、当然炉の中に御遺体を入れるわけではないので、全く職員がそこにいないというわけでございます。

ただ例えば何か操作上、トラブルが発生したとき、通常の運転技員というよりも、かなり技術的に高度な何かトラブルが発生したときに、専門の技術者となると現状で言いますと、かなりちよっと遠方からとか、そういった特殊な技術者が来ること、そういったことに対して、遠隔で、今のこの炉の状態を確認し、そういった調整が可能となるというものでございます。

以上です。

委 員（猶 克実 君） 私は最初からそう思ったのですよ。運転する人がいないから、行けないときではなくて、富山県の会社が造って富山県の会社が運転するのに、本社の指示でやると遠隔操作できると便利だなと。私はそれで遠隔操作できるというのだったらものすごく理解ができます。その可能性が高いと思うのですよ。富山県に本社があるのだからね。何かそう言ってもらえばよかったのですけれども。

それともう一つ聞きたい。

これは、今、株式会社宮本工業所が造っている炉のことなのですからけれども、発電ができるものがメインになっているらしいのですけれども、これは今回発電はできないのですか。

火葬場の炉は、今は発電所と言われているところもあるのですよ。ごみ焼却炉もそうなのだけれども、焼却場と言わないのですよ。発電所とか言っているのですけれども、これはないのですか。

執行部 今回、この炉につきましては、そういった発電システムを導入されているものではないです。

以上です。

委員（猶 克実 君） それは、価格のことからですか。それとも、それを比較して、つけなかった理由は何があるのですか。発電するようにしなかった理由。

執行部 今回御遺体を火葬させるという行為であって、特に、そちらのほうで、御遺体の熱の力を利用して、火葬してそれをエネルギーに変えるという……。考えは、はじめから持っておりませんでした。

執行部 このたびの要求水準書の中にはあくまでも火葬だけということでの炉の使用でしか出しておりませんので、私どもではその炉を使った発電という仕様になっていなかったのも、逆に提案もいただかなかったという結果になっております。

以上です。

委員（猶 克実 君） Z E B R e a d y の実現まで言われているのに発電を考えなかったということ、私もちょっと理解しがたいところもあります。

それから、今、火葬場というイメージが全国、美術館をつくとか若い人たちが集まってくる、ちょっと変わったイメージで、新しいイメージの火葬場がどんどんできているところなのだと思います。こういう火葬場だけをつくったと。古いイメージのままのプランにしたというのは、この選考委員の方々のどういった、何か、選考評価の中で、どういう結果、理由みたいに書いてあるものがあるでしょう。それには、なんと書かれていましたか。

それから宇部市のこれが最初の条件だったからこうなったということだけですか。

何か新しい美術館が何か兼ねてから造るとか、若者たちのデートの場所になるような、横浜の件ですけれども。そういった火葬場のイメージを、私は今度できるのはそうではないかと思っていたのだけれども、この程度だったという言い方をしてはいけないのだけれども、どうなのか。

安く上げるためにこれが決まると、そういうことですか。

執行部 今回の火葬場につきましては、まず第一に、安定した火葬炉の運転、そこに、まず集中したというか重きを置いたということと、来られた葬家の方々がその間ゆっくりとか心を落ち着けて、和ませて、火葬の時間を過ごしていただけるというような、そこにコンセプトを置いて提案を募集したところです。

以上です。

委員長（鴻池 博之 君） いいですか。はい。ほかにありませんか。はい。志賀委員。

委員（志賀 光法 君） 収骨後の残ったものについては、貴重な金属が含まれていると全国的に言われておまして、有価物として取り扱うことがあると思うのですけれども、今回落札

者の提案については、残ったものについてはどういう提案があったのでしょうか。

執行部 おっしゃるとおり、お骨を焼いた後のいわゆる残骨灰ですね。その中には有価物が含まれていたりします。

そういった有価物、残骨灰をそのままお墓の中とか持って行って、処理してもいいのですけども、やはり貴重な有価物になりますので、そういったものについては維持管理運営費から考慮して、有価物についても考慮して、その分、委託費に反映させて委託費を下げるように、提案をいただいているところです。

以上です。

委員（志賀 光法 君） 終わります。

委員長（鴻池 博之 君） はい。いいですか。ほかにありますか。

ないようですので質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第109号宇部市新火葬場整備運営事業設計・建設工事請負契約締結の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

市民環境部の皆さん、大変お疲れさまでした。

委員長（鴻池 博之 君） 次に、議案第106号宇部市多世代ふれあいセンター条例中一部改正の件について議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第106号宇部市多世代ふれあいセンター条例中一部改正の件について御説明いたします。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

執行部 それでは、詳細について、御手元の資料に沿って御説明します。

宇部市多世代ふれあいセンターについて、より一層の有効活用を図る観点から、老朽化した宇部市総合福祉会館を廃止し、当該施設機能を移転するとともに、管理手法を変更し、福祉の拠点

施設として機能強化を図るものです。

主な改正点は、4点あります。

第1点は、指定管理者による管理の廃止で、管理業務の一部を包括管理業務委託で対応するため、指定管理者による管理を廃止します。

第2点は、施設名変更に伴う条例名の変更で、宇部市総合福祉会館に代わり、福祉の拠点施設として位置づけ、機能を果たしていくため、施設名を宇部市福祉ふれあいセンターに変更することに伴い、条例名を変更します。

第3点は、宇部市総合福祉会館廃止に伴う宇部市総合福祉会館条例の廃止で、老朽化した宇部市総合福祉会館の廃止に伴い、宇部市多世代ふれあいセンター条例の附則により宇部市総合福祉会館条例を廃止します。

最後の第4点は、その他所要の整備、貸室名の変更、使用料の減免規定の改正などに伴い、所要の整備を行います。

なお、施行日は令和7年4月1日です。

以上で、説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。猶委員。

委 員（猶 克実 君） 今、説明の中で、管理業務の一部を包括管理業務委託で対応と書いてあるのですが、この一部というのはどういう意味ですか。

執行部 一部と申しますのは、施設の点検業務、それから警備業務、それから清掃業務や保守業務、30万円以下の軽微な保守、以上でございます。

委 員（猶 克実 君） 残りはどのようなものがあって、どこがやるのでしょうか。

執行部 残りの、例えば、一般廃棄物の収集業務や貸館業務につきましては、貸館業務の委託ということで、別途、公募で委託をしたいと考えております。

委 員（猶 克実 君） 今までの総合福祉会館と同じということですか。その残った一部というのは。それとも今まではどうだったのですか、総合福祉会館は。

執行部 今までは指定管理者による委託となっております。

委 員（猶 克実 君） 多世代ふれあいセンターは。

執行部 多世代ふれあいセンターも同じく、指定管理者による業務になっております。

委 員（猶 克実 君） 大まかに言うと、宇部市総合福祉会館を多世代ふれあいセンターの建物に移管すると考えてよろしいでしょうか。

執行部 そのようになります。多世代ふれあいセンターに集約することで、福祉の拠点として

の機能を強化していくということになります。

委員（猶 克実 君） もう1点。ということは、多世代ふれあいセンターに今ある老人福祉課とか、若い人たちがいる部屋とかありますよね、囲碁将棋室など。どこかに持っていくという考えですかね。

それ以外の目的外使用がどちらにしてもあるかもしれないのですけれども、常駐で部屋を使っている機能は、どこに行くのですか。

執行部 今お話にありました囲碁将棋室ですが、こちらにつきましては、利用廃止いたしまして、宇部市身体障害者団体連合会が利用予定となっております。

囲碁将棋室につきましては利用廃止するのですが、そこを利用されていた方々については、別途、多世代ふれあいセンターを有料にはなりますが、申請をしていただいて、利用していただくことは可能になります。

以上でございます。

委員（猶 克実 君） それから、その向かい側の若い人たちが集まる部屋、それから、老人福祉課は。シルバー人材センターがあったでしょう。1階に入ってすぐ右側の部屋は。

執行部 今、こども支援課が使っておりますけれども、そちらは引き続き使用することになっております。

委員（猶 克実 君） 突き当たりの右は。

執行部 そちらにつきましても、社会福祉協議会が引き続き使用されることになっております。

委員長（鴻池 博之 君） いいですか。ほかにありますか。五十嵐委員。

委員（五十嵐 仁美 君） 福祉の拠点施設として機能強化を図るとなっているのですけれども、福祉の拠点施設としての機能というのはどういうものだと考え、それがどのように強化されるのかお尋ねします。

執行部 これまで総合福祉会館に入っておられた団体の方々が多世代ふれあいセンターの1か所に集約されるということで、利便性が向上すると考えております。

例えて申しますと、社会福祉協議会につきましては、多世代ふれあいセンターと総合福祉会館で、別々の課が利用されていたのですけれども、それが多世代ふれあいセンターの1か所に集約されて、まとまって業務をされるということで、利便性が高まると考えております。

以上です。

委員（五十嵐 仁美 君） これまでは別々だったので集約されていないというところで、どういう不都合があったのでしょうか。

執行部 別々の建物にあったことで、なかなかすぐに集まって協議をしていただくことも少し不便だったということもありますし、住民の方に対しても、例えば社会福祉協議会のどういう相談はこちらに行くとか、どういう相談はあちらに行くというような、ばらばらにちょっと御案内

をするようなことがあったと思うのですけれども、それが1か所になることで利便性が高まる、そして住民の方にも分かりやすい利用の仕方になると考えております。

以上です。

委員長（鴻池 博之 君） いいですか。ほかにありませんか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第106号宇部市多世代ふれあいセンター条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（鴻池 博之 君） 次に、第二次宇部市再犯防止推進計画策定の進捗状況について報告したいとの申出がありましたので、これを許可したいと思います。

執行部からの報告を求めます。

執行部 続きまして、報告案件、第二次宇部市再犯防止推進計画策定の進捗状況について御報告をいたします。詳細につきましては担当課長から説明をさせます。

執行部 それでは、第二次宇部市再犯防止推進計画策定の進捗状況について、御説明をさせていただきます。

御手元の資料に沿って、御説明をさせていただきます。

まず、この計画は再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づきまして、本市における再犯の防止等に関する施策を推進する計画を策定するものです。この計画の基本理念は犯罪をした者等が社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることを支援するものです。

犯罪をした人が社会復帰できないことを原因に再び罪を犯すことがないように、立ち直りを支え、社会が受け入れることで、新たな犯罪被害者をつくらないという思いを込めています。

次に、基本目標は再犯者率の減少です。

この計画期間ですが、国が計画を5年ごとに見直すことに併せまして、本市でも見直しを行うこととしており、今回策定する計画期間は令和7年度から令和11年度までとなっています。

次に、重要施策についてですが、本計画では市と関係団体などの役割を踏まえ、再犯防止に対して、広く市民の理解を深めるとともに、市と関係団体、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を目指すことを念頭に、5つの取組を挙げています。

1点目は、出所した人が地域社会において生活基盤を整え、安定した生活を送ることができるように支援をする、就労・住居の確保です。

2点目は、適切な福祉的支援が行き届いていないことを要因として、再犯に及ぶ高齢者などが一定数存在すると思われることから、支援を必要としている人の把握や相談支援を行う、保健医療・福祉的支援です。

3点目は、青少年の規範意識の醸成や居場所づくりを進める、非行の防止と修学支援です。

4点目は、民生児童委員をはじめとする多くの民間協力者や関係機関と共同して、取組を進める関係機関・団体等との連携強化です。

最後5点目は、犯罪をした人等が社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止に関する取組について広く市民の関心と理解を得られることを目的とした、広報・啓発活動の推進です。

次に、新規・拡充事業については5つの重要施策を進めていくために、協力雇用主の確保のためのPR・アンケートや、再犯者への対応向上に向けた職員間の情報共有、特殊詐欺等新たな犯罪に巻き込まれないための学習・指導などに取り組んでいくこととしています。

最後に本計画の策定のスケジュールですが、これまでうべ未来モニターアンケートや、2回の推進委員会の審議を経まして、素案の作成を進めてきました。

なお、本日、資料と併せて参考として素案をお示しさせていただいておりますが、この素案につきましては、まだ策定作成途上のものでございまして、年内には完成させる予定としております。

なお、完成後の素案につきましては、年明け1月上旬から約1か月間、パブリックコメントを実施し、市民の皆様方から御意見を募集いたします。そのパブリックコメントを踏まえまして、3回目の推進委員会にて御審議いただき、3月中に完成、公表する予定としております。

以上で、説明を終わります。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、報告は終わりました。

この際、ただいまの報告について、質疑等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、以上で、第二次宇部市再犯防止推進計画策定の進捗状況についての報告は終わりました。

健康福祉部の皆さん、お疲れさまでした。

委員長（鴻池 博之 君） それでは、次に、議案第110号工事請負契約締結の件、西岐波

保育園改築（建築主体）工事を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 こども未来部です。着座にて説明をさせていただきます。

議案第１１０号工事請負契約締結の件、西岐波保育園改築（建築主体）工事について、御説明を申し上げます。

これは、工事の請負契約を締結することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、市議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

執行部 こども未来部保育幼稚園課です。よろしくお願いします。

それでは議案集の５５ページを御覧いただきたいと思います。

議案第１１０号工事請負契約締結の件について御説明申し上げます。

これは、西岐波保育園の現園舎は昭和４７年度に建設された建物で、建設後５１年が経過し老朽化をしていることから、改築することによって、安心安全な保育環境を整備するものでございます。

工事名は、西岐波保育園改築（建築主体）工事。

工事場所は、宇部市床波四丁目地内。

請負金額は、３億９，０５０万円。

契約の方法は、一般競争入札。

工事の概要は、鉄骨造平屋建て。

延べ面積は、９９９．３１平方メートルとなっております。

なお、契約の相手方は日立建設・内平工業所共同企業体となっております。

続きまして、議案集５６ページ、議案第１１０号参考図を御覧ください。

こちらは配置図となっております。

斜線でお示しした部分がこのたび議案の対象となる園舎ですが、現園舎に隣接する土地に新たに園舎を建設するものとなっております。

現在建設現場では地盤改良工事を進めているところですが、本市議会で議決をいただいた後には建築主体工事に着手し、令和７年、２０２５年１２月に完成する予定となっております。

続きまして、建物詳細について御説明申し上げます。

別にお配りしております議案第１１０号説明資料を御覧ください。

こちらは建物平面図となっております。

主なものといたしましては、保育室を６室、その他遊戯室、子育て支援室、一時預り室などを整備することとしております。

なお、今後の予定といたしましては、新園舎完成後に現園舎を解体いたしまして、現園舎の跡

地は園庭として利用する予定となっております。

以上簡単ではございますが、説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。岩村委員。

委 員（岩村 誠 君） すみません。1つほど。

今までの園舎と新しい園舎で、特に想定している定員は同じで考えてよろしいですか。

執行部 現在、西岐波保育園の定員は90名、新園舎につきましても定員は90名を想定しております。以上でございます。

委員長（鴻池 博之 君） よろしいですか。ほかにありませんか。五十嵐委員。

委 員（五十嵐 仁美 君） 建物は、直線ではなくて、ちょっと曲線になっているのですが、この意図は何でしょうか。

執行部 参考図を御覧いただきたいと思うのですが、既設の保育園の北側には民家がございます。その玄関が西側にあるということでそういった点からも少し配慮させていただいたのと、あと、先ほど申しましたけれども、現園舎の解体後、跡地の園庭に各保育室が向くように、開放するような設計としたために扇形といいますか、そういった形にしております。

以上でございます。

委員長（鴻池 博之 君） はい、ほかにありますか。真宅委員。

委 員（真宅 宣昭君） 新たな敷地に建設されるということなのですが、この土地はもともと宇部市の土地だったのですか。

執行部 こちらはもともと宇部市の土地でございまして、現在は、保護者の送迎用の駐車場と職員の駐車場で使用しているところでございます。

以上です。

委員長（鴻池 博之 君） よろしいですか。ほかにありますか。猶委員。

委 員（猶 克実 君） 先ほど、曲線になっているということで、敷地に収めるためと言われたのですが、曲線にすることによって鉄骨造になっていますが、コストが2割ぐらい高くなっていると思うのです。今は少なくとも1割以上高くなっていると思う。

これは敷地に収めるために、曲線にしたと言っているけれどもまっすぐでもできるのですが。コストが上がるということは……。もう設計は最初から決まっているわけだけれども。

どう考えておられますか。コストが高くなっているはずなのだけれども。比較することはできないけれども。曲線は経験上高くなるのです。外壁も雨漏りもしやすくなるし、鉄骨造ですから、特に。

執行部 お答えいたします。

この西岐波保育園は、周辺に住宅がすごく密集している地域にあるのは御存じだと思います。

そうした中で、このたび、保育園を建て直すに当たって、なるべくその後の例えば子供たちの声で周囲の方々に迷惑がかからないように、先ほど保育幼稚園課長が申しましたように、周辺の、特に表面に対して音がなかなか抜けないようにということで曲面にしました。

あとは、こういった狭い土地と言ったらあれですけども、この土地の中で開放的に感じていただくためには、それぞれの保育室から運動場が見えるような仕掛けにしたほうがより開放的な雰囲気になるというところを狙って、このたび曲線にさせていただいたところです。

以上でございます。

委員（猶 克実 君） 最初に平面の大体の基本計画というか、今説明資料にある、点線で書いた平面は、市役所でされることが多いのですけれども、これは、最初の基本計画は市がやったのですか。業者だったのですか。

執行部 令和4年度に基本設計を発注しておりまして、こちらは、有限会社永設計事務所が設計をされております。

委員（猶 克実 君） 図面で分かるように、曲線にすると部屋の中も直角ではないから、家具を置いたりするときも隅のほうは隙間ができたり、いろいろな不備が生じるのですよ。

さっき言ったように、一番心配されるのは、雨漏りです。曲線にすることによって、これは鉄骨だから、壁式鉄筋コンクリート造だったら、そういうのは防ぎやすくなるのだけれども、大丈夫ですかと言っても、大丈夫ですと答えるしかないだろう。

すごく心配される間取りなのですよ。それはやはり、答えようもないだろうから、今聞きません。私の経験上でちょっとそういう心配があります。

あと1つ。今、何を言おうと思ったのか。ちょっと思い出します。今、ちょっと飛んでしまいました。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますか。ないですか。猶委員。

委員（猶 克実 君） ごめんなさい。999平米というのは、あるのですけれども、1,000平米を意識した理由は何でしょう。

執行部 結果的に999平米という形になりましたけれども、これにつきましては今、先ほど申しました定員90人ですが、1.2倍ほどの、合計108人の園児を受け入れるような保育室の整備とすると、現在ございませんけれども、遊戯室、また一時預り室、そして子育て支援室を整備した結果が999平米となりましたので、決して1,000平米以下を想定して、建築を設計したものではございません。

以上でございます。

委員（猶 克実 君） 僕は屋外消火栓とか、消防施設との関係かと思ったのですけれども。

後で、調べてください。

多分、鉄骨造ですから、耐火建築物にしないといけないとか、そういう問題があったと思います。

本当はそこで聞きたかったのは、なぜ鉄骨になるかと。

曲線で、金がかかる鉄骨造にしたのか、ちょっと気になったのですよ。

コストがかかるだろうし、その辺は、今聞いても答えられる人がおりませんから、多分おられないと思うので、聞いてみてください。

以上です。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますか。

ないようですので質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第110号工事請負契約締結の件（西岐波保育園改築（建築主体）工事）について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（鴻池 博之 君） それでは次に、宇部市子ども・子育て審議会の開催状況について報告したいとの申出がありましたので、これを許可したいと思います。

執行部からの報告を求めます。

執行部 引き続き、こども未来部です。

それでは、宇部市子ども・子育て審議会の開催状況として、審議会の議題となっておりました、現在本市が取り組んでおります、こども計画の策定の進捗を中心に御報告をさせていただきたいと思っております。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

執行部 それでは、令和6年度第2回宇部市子ども・子育て審議会の開催状況についての御報告に当たりまして、まずは、本市が今年度取り組んでいるこども計画について、改めて御説明をさせていただきます。

資料は、宇部市こども計画骨子案になります。

こども計画は、こども基本法を基にして、全国の自治体が策定の努力義務を負っています。

策定に当たりましては、国が策定したこども大綱と県のこども計画、これを勘案すること、また子供・若者の意見を反映して策定することとされています。

これまでの策定作業としては、アンケート調査と子供・若者からの意見聴取に取り組みました。骨子の組立てに当たりまして、多方面の子育て関係者を委員とした宇部市子ども・子育て審議会を令和6年11月14日に開催し、委員の皆様にご骨子案について協議をしていただいたところで

す。

審議会でごいただいた主な意見は、アンケート調査で最終学歴が中学校まででよいと回答している子供は生活困難層の家庭が多いのではないかということで、学習支援につながっていくような計画にしてほしいという御意見もありました。

また、産後うつ割合が増えてきているので、産前の後期からの切れ目のない支援について計画に盛り込んでもらいたいという意見もありました。

こういった意見を反映させていただいて、今お示ししている骨子案を作成したところです。

骨子案についてですが、まず、基本理念についてはちょっと現在検討中としております。

続いて基本目標についてですが、こども大綱を踏まえ、ライフステージに共通した取組として、子育て・子育てを支える基盤づくりとしました。

また、ライフステージ別の取組としましては、子供の将来にわたるウェルビーイングの実現としました。

さらに子育て当事者への支援の取組としては、子育て当事者が健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるまちの実現としました。

それぞれ基本目標に関連する施策については、宇部市こども計画の体系案に掲載しているとおりとなります。

現在この骨子を基に素案をまとめているところですが、今後のスケジュールとしましては、素案を令和7年1月に開催をお願いします文教民生委員会で委員の皆様にお示しした後、パブリックコメントを実施する予定としています。

その後はパブリックコメントでごいただいた御意見を反映させて、最終的に計画を確定させ、確定版については、3月議会の文教民生委員会でまた再度お示しをする予定としています。

以上で、令和6年度第2回宇部市子ども・子育て審議会の開催状況について報告を終わります。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、報告は終わりました。

この際、ただいまの報告について、質疑等はありませんか。猶委員。

委員（猶 克実 君） こども計画ということなのですが、タイトルがね。中を見ると、まず、次のページ、青年期の支援という形で出会いや結婚の支援とか、そういうのも入っている。前のページでは、子ども・若者育成支援推進法でゼロ歳から39歳というものも入ってい

ます。

子供というのは何歳から何歳までを言っているのでしょうか。

執行部 こども基本法の中で、子供という定義を年齢で何歳までというのはちょっと定められていなくて、心身の発達の過程にあるものを子供といいます、という形になっています。

今、骨子案で示している次世代育成支援対策推進法とか、子ども・若者育成対策推進法とか、書いてあるのですが、それをそれぞれの法律の中で何歳から何歳という形で示されているので、大きくこの今回のこども計画でいうときに、子供は何歳から何歳までですという見せ方はしていないのですが、一応アンケート調査は、ゼロ歳から39歳までを対象としております。

委員（猶 克実 君） こども計画で出会いや結婚の支援までをしないといけないものですか。こう書いてあるけれども。それにちょっと違和感を感じたのですけれども、子供が結婚と…。結婚するのは大人でしょ。

執行部 一応、子供を、平仮名の「こども」というところの定義が子供から若者までという、ちょっと幅広い形の捉え方なので、宇部市こども計画はその支援の対象はあくまでも若者で結婚とかであれば、という形になっています。

委員長（鴻池 博之 君） はい。ほかにありますか。

ないようですので、以上で、宇部市子ども・子育て審議会の開催状況についての報告は終わりました。

こども未来部の皆さん、お疲れさまでした。

委員長（鴻池 博之 君） それでは、次に、議案第111号工事請負契約締結の件（見初小学校屋内運動場改築（建築主体）工事）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 皆さん、こんにちは。教育委員会です。よろしくお願いします。

それでは、議案第111号工事請負契約締結の件（見初小学校屋内運動場改築（建築主体）工事）について、教育施設課長から説明させますので、よろしくお願いします。

執行部 それでは、議案第111号工事請負契約締結の件につきまして御説明させていただきます。議案集の57ページを御覧ください。

見初小学校の屋内運動場は昭和35年に建設された建物で、建築後64年が経過しており、老朽化が著しく、耐震性能も備えていないことから、建て替えにより耐震化を図り、児童の安心安全な教育環境を確保するとともに、地域の避難場所としての基本的な防災機能を充実させるものです。

工事名は、見初小学校屋内運動場改築（建築主体）工事。

工事場所は、宇部市松山町二丁目4番42号。

請負金額は、4億686万8,000円、うち消費税額及び地方消費税額3,698万8,000円。

契約の方法は、一般競争入札。

工事の概要は、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建て。

延べ面積は、893.97平米です。

契約の相手方は、島田工務店・高橋建設共同企業体。

代表者は、宇部市小松原町二丁目4番18号、株式会社島田工務店代表取締役、島田政明、2社目は、宇部市松山町一丁目7番27号、高橋建設株式会社代表取締役、高橋朋宏です。

次に、議案集58ページ、議案第111号参考図を御覧ください。

敷地の利用状況を示す配置図です。

斜線で示した部分がこのたび対象となる屋内運動場ですが、旧屋内運動場を解体し、同じ場所へ新たに建設する、現地建て替えとしております。

屋内運動場の西側、図面の左側には、昭和56年から昭和57年にかけて建設された管理特別教室棟と教室棟があり、この2棟と屋内運動場、既設の渡り廊下の一部を改修し、接続することで、児童の動線を確保することとしております。

現在、基礎工事に着手しており、議決をいただいた後に引き続き、建築主体工事に着手し、2026年、令和8年2月に完成する予定です。

次に、建物の詳細について御説明します。

議案第111号説明資料を御覧ください。

屋内運動場の平面図です。

図面上側、北面に玄関、男女更衣室、男女トイレ、みんなのトイレ、中央部にアリーナ、右側の東面にステージと控室、左側の西面に器具庫を配置しております。

外部からの利用は北面の玄関、校舎からの利用は西面のポーチとなりますが、どちらの出入口にもスロープを設置し、バリアフリーとなっております。

面積は旧体育館の約1.3倍になります。

設備面では男女トイレ、みんなのトイレともに、全ての便器を洋式としております。

また、環境面への配慮として、LED照明の採用や約15立方メートルの雨水利用設備を配置します。

そのほか、体育器具の落下防止やガラスの飛散防止など、地震に対する安全性を確保するとともに、停電時に発電機の使用が可能な設備を設置するなど、防災機能も備えております。

屋内運動場は学校行事だけでなく、防災機能面などの充実を含め、地区の行事に対応でき、どなたでも安心して利用できるよう配慮しております。

以上、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

委員長（鴻池 博之 君） 志賀委員。

委 員（志賀 光法 君） すみません。よろしくお願いします。

現地建て替えということを選択された、承認された理由についてちょっと伺いたいと思います。

執行部 現地建て替えですけれども、実際に学校と建てる場所につきましてはしっかりと事前に協議をさせていただいております。

一番大きい理由としましては、ちょうど入り口のところ、議案集58ページの図面に出入口があると思います。運動場と校舎の間に通行量が多くあるというところで、学校の運営上、どうしても運動場に建てるのではなくて、子供たちの安全をしっかりと考慮したところ、現地の同じ校舎の並びに建てたいという思いがございましたので、そちらの現地建て替えとしております。

委 員（志賀 光法 君） 今もう解体されて、今日実は朝通ってきたのですけれども、タイルを積んだトレーラーが入っていたという状況でした。現状は屋内運動場がないということで、いろいろな配慮をしないと学校運営ができないと思うのですけれども、その辺の配慮はどういうふうにされるのでしょうか。

執行部 建て替え中の対応ですけれども、学校の授業で使う場合、体育とか、やはり場所がありませんので運動場に切り替えるとか、校舎の一部を利用するということでしております。

そのほか一番気になられると思うのは、実際に卒業式とか、そういったものの建て替え期間中のことです。学校から、別会場が必要な場合、早めに言っていただければ市も協力しながら場所を探すなどで調整をいたします。学校の希望とすれば、やはり、建て替え期間中に実施する卒業式などの行事は地域の中でどうしても行いたいという理由から今、見初ふれあいセンターの活用等を考えられている状況です。

以上です。

委 員（志賀 光法 君） 終わります。

委員長（鴻池 博之 君） いいですか。ほかにありますか。五十嵐委員。

委 員（五十嵐 仁美 君） 男女のトイレは洋式ということになっているのですけれども、避難所になりうることもありますので、その個数というのはどのぐらいありますか。

執行部 今既存の学校もそうなのですが基本的には確か、ですけれども……。すみません。今ちょっと手元に資料がないのですけれども、既存のトイレからいきますと、男性が洋式2つ、女性が3つだったと思います。そしてみんなのトイレが1つという状況になろうかと思います。

〔分科会中に訂正発言あり。洋式トイレの個数は男性用2つ、女性用4つ、みんなのトイレ1つ〕

以上です。

委員（五十嵐 仁美 君） 体育館などはなかなか難しいのですけれども、やはりその避難所になった場合も含めて、またこの温暖化が続く中での空調設備、冷暖房の検討はされているかどうかを確認します。

執行部 現在のところ、予定、検討等はしていない状況です。

委員長（鴻池 博之 君） いいですか。ほかにありますか。

それでは、ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第111号、工事請負契約締結の件（見初小学校屋内運動場改築（建築主体）工事）について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

教育委員会の皆さん、お疲れさまでした。

委員長（鴻池 博之 君） 次に、議案第105号宇部市体育施設条例中一部改正の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

執行部 観光スポーツ文化部です。それでは、議案第105号宇部市体育施設条例中一部改正の件につきまして御説明申し上げます。

これは、恩田スポーツパーク整備事業の実施に伴い、新たに体育施設を設置することから、利用料金等に係る規定の整備を行うものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

執行部 はい。御説明させていただきます。

議案集の21ページを御覧ください。

本件につきましては、恩田スポーツパーク整備事業において、新たに恩田運動公園に設置する体育施設について、利用料金等の規定の整備を行うものです。

表に示しております、新たな3つの体育施設、にぎわい交流施設、屋根付きグラウンド、都市型スポーツ広場の名称と位置を定めるものです。

資料の 1 ページに、施設の配置図とパース図を記載しています。

にぎわい交流施設は恩田運動公園の中心部に位置する軽量鉄骨造平屋建で、建築面積は約 7 8 1 平方メートル、屋根付きグラウンドはにぎわい交流施設に隣接し、鉄骨造平屋建で、屋根は骨組みテント膜構造、建築面積は約 1, 6 3 9 平方メートルとなります。

都市型スポーツ広場は屋根付きグラウンドに隣接する屋外施設で、面積は約 2, 2 0 0 平方メートル、スケートボードエリアと 3 X 3 バスケットコートで構成する施設です。

次に、新たに設定する利用料金について説明します。

これらは宇部市公共施設使用料の基準に基づき算出しています。

資料 2 ページに、にぎわい交流施設の平面図を記載しています。

にぎわい交流施設の多目的ルームの利用料金額の設定ですが、多目的ルームの広さは 1 6 メートル掛ける 1 8 メートルで、面積は 2 8 8 平方メートル、ダンスやヨガ、卓球の練習などとして利用できる施設です。

金額の設定については、資料 3 ページに記載のとおり、議案集が 2 1 ページの後段から 2 2 ページの前段の表になります。

入場料、会費等の徴収の有無、一般または高校生以下の区分を設けて、利用料金を設定しています。

また、備考欄に記載のとおり、土曜日、日曜日、休日や時間超過の利用は、所定額の 2 割増しとなります。

また、冷暖房費は実費を徴収することとしています。

続いて、器具又は附属設備の利用料金額の設定について説明します。

表の下段に記載のとおり、卓球用具、補助いす、机、シャワー、ロッカーについて、利用料金の額を定めています。これらの金額については、俵田翁記念体育館や西部体育館、中央公園テニスコートと同一の金額となっています。

続いて、屋根付きグラウンドの利用料金額の設定について説明いたします。

資料 4 ページに断面図等を記載しています。

屋根付きグラウンドは鉄骨造平屋建で、屋根は骨組みテント膜構造、用途は主にスポーツ練習場で、人工芝のグラウンドとステージの構成となっています。

また、照明設備や防球ネットを備えています。

金額の設定については、資料 5 ページに記載のとおり、議案集が 2 2 ページの後段から 2 3 ページの前段の表になります。

専用利用する場合の利用料金の額について説明いたします。

表に記載のとおり、入場料、会費等の徴収の有無、アマチュアスポーツ又は非営利目的の場合、プロスポーツ又は営利目的の場合の区分に分けて利用料を設定しています。

次に一般利用については、入場料、会費等の徴収の有無、一般または高校生以下の利用区分、利用面積として全面・半面の区分に分けて設定しております。

続きまして、表の下段の附属設備の夜間照明設備の利用料金の設定について説明いたします。

ステージを含む全灯の利用は1時間当たり1,100円、ステージを除く全灯が900円、ステージを除く2分の1灯が450円と、利用形態に合わせた設定としております。

次に、都市型スポーツ広場の利用料金額の設定について説明いたします。

資料の6ページ、議案集が23ページの後段の表になります。

都市型スポーツ広場は3X3バスケットコート2面、セクションを配置したスケートボードエリアで構成し、このうちスケートボードエリアの専用利用について、利用料金を設定するものです。

表に記載のとおり、屋根付きグラウンド同様、入場料、会費等の徴収の有無、アマチュアスポーツ又は非営利目的の場合、プロスポーツ又は営利目的の場合の区分に分け、料金を設定しています。

なお、都市型スポーツ広場の一般利用についてですが、3X3バスケットコート及びスケートボードエリアは若年層が個人で利用し、また、アーバンスポーツを広く普及していくという観点からも、利用料金の徴収をすることを考えておらず、譲り合って使用する自由利用の施設、公園の遊具のような利用形態を想定していることから、一般利用の区分設定をしていないところです。

最後に、施行日についてですが、議案集24ページ記載の附則1のとおり、公布の日から四月を超えない範囲内で、市規則で定めることとしています。

以上、説明を終わらせていただきます。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。志賀委員。

委 員（志賀 光法 君） お世話になります。2点ほど質問します。

まず、にぎわい交流施設の多目的ルームの中の備考の冷暖房施設を利用する場合は実費を徴収するということですがけれども、具体的にはどういう設備が入っているのかと、具体的な金額だけでも分かれば教えてください。

通常であれば、今体育館についているのはパネル型とかいろいろあります。通常の空調施設なのかということと、具体的な金額はもう設定してあるのか。

執行部 空調設備ですがけれども、通常のエアコンを整備する予定としております。利用料金につきましては、まだ決まっていないということです。

委 員（志賀 光法 君） 分かりました。

一番最後のページのアーバンスポーツのエリアということで、個人利用については徴収しないということでありがたいなと思っておりますが、専用利用の場合、安全性を考えてどういう安全対

策の確保をするとか、入れないようにするとか、どういう配慮をされるのか。

執行部 都市型スポーツ広場のエリア、スケートボードエリアそれから3X3バスケットコートにつきましては、外周にフェンスを設けておりまして、入口、出口があるところからの進入という形で対応しております。ですからいろいろなところから、入れるというような状況にはしておりません。

以上でございます。

委員（志賀 光法 君） 周りをフェンスで囲むということですが、これはやられている方にとっては、見せたいという気持ちがあるということと、周りから見る方は見たいという気持ちがあると思うのです。そのフェンスはそういう見えるようになっているのか。

例えば、ときわ動物園とか、黒いネットで、なかなか見やすいという配慮ということで、説明を聞いたことがあるのですけれども、その辺のフェンスについては、いろいろな配慮がされているのか、今言ったような配慮があるのか、通常のフェンスなのかということを確認させてください。

執行部 フェンスにつきましては、今、ひし形になっているフェンスといいますか、格子状のものを整備するようにと考えています。

委員（志賀 光法 君） 現在、野球場の隣の多目的グラウンドですか。あそこの安全性についての請求とか何かありました。ああいう形で、やはり中にアーバンスポーツのスケートボードなども衝突するという可能性があるのですけれども、安全性ネットなのか、鉄製のネットなのか、ちょっと確認をさせてください。

執行部 フェンスにつきましては、鋼製のフェンスになります。

以上です。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますか。吉松委員。

委員（吉松 剛 君） すみません。確認をしたかもしれませんが、この都市型スポーツ広場とか、屋根付きグラウンドとかには防犯カメラはついていましたか。

執行部 防犯カメラは設置するように考えております。

委員長（鴻池 博之 君） ほかに。芥川委員。

委員（芥川 貴久爾 君） 今、一般利用がゼロ円ということで、この規定はこれでいいと思うのですけれども、実際に使うときにゼロ円ですよという表示をしてもらったほうがいいかなと。規定はこれでいいのですけれども。

屋根付きグラウンドは一般利用が、と書いてあるので分かるが、こちらはただですよと書いていないので、よく分からないなあという気がする。規定はこれでいいのだろうと思うのですけれども、実際にやる時にはちょっと、無料という表示を、この下のほうにつけるかどうかということを考えていただければと思います。気づきです。

以上です。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第105号宇部市体育施設条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

観光スポーツ文化部の皆さん、お疲れさまでした。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終わりました。

なお、委員長報告及び議会だよりに掲載予定の委員会報告については、正副委員長に一任をお願いいたします。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、文教民生委員会を閉会いたします。

——— 午前11時45分閉会 ———

令和6年12月16日

文教民生委員会委員長 鴻 池 博 之